

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

石狩市

2 構造改革特別区域の名称

石狩市あい風はこぶ福祉輸送特区

(「あい風」は北西の風で四季の恵みを運ぶ風のことです)

3 構造改革特別区域の範囲

石狩市の全域

4 構造改革特別区域の特性

石狩市は、道都である札幌市の北側に隣接し、母なる大河石狩川と石狩湾に臨む水に恵まれた自然豊かな町である。町の歴史は古く、江戸時代初期には河口部流域が「場所」に指定されたことや交通の要所であったことから、西蝦夷地(えぞち)の重要な役割を果たしてきた。平成17年10月1日に旧厚田村、旧浜益村と合併し、豊かな自然を生かした農林水産業と石狩湾新港及びその後背地を拠点とした物流の中心地として栄えてきている。

石狩市は、総面積721.86平方キロ。東西に28.88キロ、南北67.04キロに広がり、主要な交通状況は、小樽市から続く国道337号線、海岸線を石狩、厚田、浜益と続く国道231号線の国道及び道道、札幌市を基点とするバス路線に依存している。

しかし、厚田区及び浜益区では、札幌市や都市部へのバスの運行が1日2往復から8往復と少なく、バス路線も主に国道に沿った海岸部を中心に運行されており、山間部や市の最北部では、公共の交通機関の整備が不十分である。そのため、特に厚田・浜益両地区の市民の多くは移動手段を自家用車に頼っている。

平成17年10月1日現在の石狩市の人口は61,358人で、このうち65歳以上の高齢者は11,459人(高齢化率18.7%)、70歳以上の高齢者は8,097人(同13.2%)となっているが、札幌市のベットタウンとして開発が進んだ1980年代に移り住んだ人がこれから65歳に到達し、高齢化が一気に進むこととなる。

さらに、身体障害者手帳交付者は2,552人、療育手帳交付者(知的障害者)は297人、精神障害者保健福祉手帳交付者は106人、精神疾患通

院医療費公費負担制度利用者は862人となっており、高齢者や障がい者等の移動に制約を受ける方が多数存在しており、そうした移動制約者に対する支援策の整備が急務である。

また、石狩市では、地域で支える災害に強いまちづくりを目指し、高齢者や障がい者等災害弱者が安心して暮らせるよう、地域の方々の協力を得て災害発生時に自力での避難が困難な方の安否確認や避難誘導などを希望する方々から事前に登録申請を受け、要支援対象者として登録し、いざというときに備える「災害時における自力避難困難な方のための安心ネットワーク」の整備に取り組んでいる。

明治以前の北海道では、漁業やアイヌとの交易等に関する権利を、藩が有力商人に請け負わせる制度（場所請負制度）があり、交易等を行うために商人に与えた区域を「場所」と呼んだ。

（１）移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

石狩市の要介護認定者は、平成17年10月1日現在1,906人、このうち966人（50.68%）が居宅介護サービスを利用している。

現在、災害時等に支援を希望される「要支援対象者」の多くは高齢者であり、通院や買い物など日常的な移動に関しても援助が必要となる移動制約者と考えられる。

特に在宅の要介護認定者への通院等の外出支援は、生活を支える上で重要な役割を果たしており、このうち常時車椅子やストレッチャーを必要とする方については、リフトや回転シートなどの福祉車両での輸送が基本であるが、身体機能の低下が軽度な認知症高齢者、杖や歩行介助での移動可能な軽度の移動制約者については、全員が福祉車両を必要とはしていない。

石狩市においては、要介護認定者のうち要支援から要介護2などの軽度の移動制約者が1,185人で認定者の62.17%を占め、台数に限りのある福祉車両だけではそうした利用希望者の需用に充分対応することができない状況にある。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年10月1日現在） 単位：人

被保険者種別	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
1号	300	587	252	248	230	215	1,832
2号	7	21	18	11	8	9	74
合計	307	608	270	259	238	224	1,906

居宅介護サービス受給者数（平成 17 年 10 月 1 日現在） 単位：人

被保険者種別	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
1 号	173	387	162	108	49	25	904
2 号	4	14	16	11	8	9	62
合計	177	401	178	119	57	34	966

身体障害児・者

石狩市の身体障害者手帳交付者は、平成 17 年 10 月 1 日現在 2,552 人で、移動に制約を受ける肢体不自由者は 1,505 人、視覚障害者は 137 人である。そのうち、65 歳以上の肢体不自由者 923 人（うち厚田区 88 人、浜益区 112 人）、視覚障害者は 98 人（うち厚田区 11 人、浜益区 13 人）と過半数を高齢者が占めている。これらのうち、身体障害者居宅生活支援サービスを利用している方が 23 人、身体障害者援護施設の入所者は 23 人おり、その他 65 歳以上の方の多くは介護保険サービスを利用している。

市内の公共交通機関であるバスは、低床バスやノンステップバスなどが普及してきたがその数は不十分である。特に、厚田区、浜益区では唯一の公共交通機関であるバスの運行数が少なく不便であり、高齢者と同様、多くの方は通院などに家族の協力を得て自家用車を利用せざるを得ない状況にある。

なお、身体障害者手帳 1 級・2 級の重度の肢体不自由者は、寝たきりであったり常時車椅子を利用しているケースが多いため福祉車両での輸送が必要となるが、軽度の者及び視覚障害者や内部疾患障害者については、セダン型車両による対応が充分可能である。

身体障害者手帳交付状況（平成 17 年 10 月 1 日現在） 単位：人

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1 級	309	40	11	435	0	795
2 級	375	37	87	6	1	506
3 級	198	10	29	92	15	344
4 級	365	16	73	94	6	554
5 級	183	16	2	0	0	201
6 級	75	18	59	0	0	152
計	1,505	137	261	627	22	2,552

居宅介護サービス利用者状況（平成 17 年 10 月 1 日現在） 単位：人

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1 級	23	4		1		28
2 級	8					8
3 級	1			2		3
4 級						
計	32	4	0	3	0	39

知的障害児・者

石狩市の療育手帳交付者は、平成 17 年 10 月 1 日現在 297 人で、重度である A 判定を受けた方は 122 人である。手帳申請をせず判定のみを受けている方を含め知的障害者援護施設に 121 人が入所している。市内にはグループホームが 8 箇所あり、入居者 37 人が家族から離れて自立した生活を送っている。その他の方は家族と同居し生活しながら、通所で授産施設や共同作業所、デイサービスを利用し自立訓練を行っている。

知的障害者居宅生活支援サービスの利用者は 61 人、知的障害児居宅生活支援サービスの利用者が 33 人おり、それぞれ慣れ親しんだホームヘルパーにより通院や余暇活動等社会参加が可能となっている。

知的障害者は、介護者や環境の変化によりパニックに陥る場合があり、自閉症や重度の方は単独での公共交通機関の利用が困難であることから、通院等の輸送についても、できるだけ環境を変えずに普段の居宅生活支援サービスと同じ介護者であることが有効である。特に、グループホーム入居者は家族と離れている場合が多く、家族の介護による通院や余暇活動の参加が困難なケースがほとんどである。さらに、グループホーム入居者の多くが障害年金と授産施設等での僅かな工賃による収入に頼っており、タクシーを利用する外出では経済的負担が大きくなることから余暇活動の参加を躊躇せざるを得ない状況にあるが、福祉有償運送を利用することにより、外出や社会参加の機会が増える効果が期待できる。

身体の障害を併せ持つ場合は、肢体不自由者と同様に福祉車両での輸送が必要であるが、身体に障害のない重度の知的障害者・児や自閉症の方については、慣れ親しんだホームヘルパーが運転・介助するセダン型車両での輸送が望ましい。

精神障害者等

石狩市の精神障害者保健福祉手帳交付者は、平成 17 年 10 月 1 日現在

106人おり、通院医療費公費負担制度の利用者が862人いる。

市内には、NPO法人が運営する共同作業所と精神障害者の家族の会が運営する共同作業所がそれぞれ1ヶ所ずつあり、25人の精神障害者が自立を目指し就労訓練等を行っている。また、グループホームも1ヶ所あり、8名の入居者が地域で自立した生活を送っている。さらに、社会復帰学級や回復者クラブ、精神保健ボランティアグループ、家族会に支えられ日常生活を送っているが、体調等により精神的に不安定になる場合があるなど、公共交通機関の利用が困難となる場合が多い。

身体機能に障害がない場合が大半であるため福祉車両を使用する必要はないが、今後は介護をする家族の高齢化が進み、単身世帯の方に対するホームヘルプサービスによる輸送が必要となるケースが増えることが予測されることから、セダン型車両の導入によるサービス体制の整備が必要である。

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

石狩市にとってはバスが唯一の公共交通機関であり、北海道中央バス株式会社が札幌市を基点に道道等主要道路と市街地を中心に運行しているが、札幌から厚田区へは1日8往復、浜益区へは1日2往復、滝川市から浜益区へ1日2往復運行している。また、浜益区内は空知中央バス株式会社が集落を結ぶ路線で運行しているが運行数が少なく充分とは言えない。

市では70歳以上の高齢者を対象に市内路線バスのバスカードの割引券を交付する「高齢者バス乗車券交付事業」を実施し、高齢者の外出活動の助成を行っており、バスが運行していない地域の住民やバスの利用が困難な方には、タクシーの初乗り料金を助成する「タクシーチケット」をバスカードの割引券の代わりに交付している。しかしながら、近年対象者の増加に伴い、財政的な問題から今後の事業拡大は困難な状況にある。

タクシー事業者

市内には5社のタクシー事業者があるが、訪問介護事業を行っている事業者はなく、福祉車両を保有している事業者は1社で1台のみである。唯一の公共交通機関であるバスは、運行数が極端に少ない地域や運行していない地域があるうえ、低床・ノンステップバスの運行が充分ではないことから、移動制約者にとってタクシーは重要な交通手段の一つとなっている。

市としても在宅の重度身体障害者のうち下肢、体幹、視覚、心臓及びじん臓機能障害のある方を対象とした「福祉タクシー助成事業」を実施し、

1人につき年29枚のチケット（枚数は申請月によって変動）を交付して初乗料金分の助成を行っているが、利用者が限定されている状況にある。

また、石狩市内は広範囲であり、通院等にタクシーを利用することは経済的な負担も大きい。

石狩市内タクシー事業者の状況（平成17年10月1日現在）

会社名	車両所有台数	うち福祉車両台数
ダイコク交通(株)	115台	1台
花川交通(株)	21台	0台
三和交通(株)石狩営業所	15台	0台
新厚ハイヤー(有)	2台	0台
浜益交通運輸(有)	3台	0台

(3) 福祉輸送の状況

石狩市では、車椅子リフト又はストレッチャー付き車両でしか移動できない要介護4又は5の方が市内の病院へ通院・入退院するときや市が主催する事業へ参加するときの外出を支援する「外出支援サービス」（利用者負担は1割、年間24回（片道）まで利用できる）をダイコク交通（株）に委託し実施している。

また、重度身体障害者が補装具交付のための直接判定や社会福祉施設の入退所の際に移動手段の確保が困難な場合の支援として「移送サービス事業」を市社会福祉協議会に委託し実施している。

介護保険制度の施行により、市内には社会福祉法人や民間事業者等による訪問介護事業所があり、平成17年10月1日現在で公益法人を含め6事業所が訪問介護事業所の指定を受けている。また、支援費制度施行により指定居宅介護事業所は、身体障害者を対象とした6事業所、知的障害者及び障害児を対象とした5事業所がある。

しかし、福祉車両を所有している事業所は、介護保険制度の訪問介護事業所では営利企業が運営している1事業所とNPO法人が運営している1事業所（計6台）のみであり、また、支援費制度の指定居宅介護事業所では営利企業が運営している1事業所とNPO法人が運営している2事業所（計9台）のみである。これは福祉車両全般が高額なため導入には慎重にならざるを得ないことが一因である。年々独居や夫婦のみの高齢者が増加していく傾向があり、移動制約者や移動を援助する家族が身近に居住していない方などはタクシーや介護サービス等に頼らなければならず、輸送サービスのニーズが高いことを鑑みれば、地元のNPO法人等が行う福祉有償輸送において、セダ

ン型車輛の充実による移動支援の拡充が必要である。

石狩市内の介護保険訪問介護事業所（平成 17 年 10 月 1 日現在）

事業所名	法人区分	福祉車輛台数
ジャパンケアサービスハッピー石狩	株式会社	0 台
石狩ほっと館訪問介護事業所	医療法人	0 台
アルファヘルプサービス訪問介護事業所	有限会社	5 台
アイリスケアセンター石狩	株式会社	0 台
たすけあいワーカーズエルサ	NPO 法人	1 台
訪問介護事業所はまなす	公益法人	0 台

石狩市内の支援費指定居宅介護事業所(平成 17 年 10 月 1 日現在)

事業所名	法人区分	福祉車輛台数
ジャパンケアサービスハッピー石狩	株式会社	0 台
石狩ほっと館訪問介護事業所	医療法人	0 台
アルファヘルプサービス訪問介護事業所	有限会社	5 台
たすけあいワーカーズエルサ	NPO 法人	1 台
石狩市地域生活サポートセンター「いーよ」	NPO 法人	3 台
パーソナルサポートセンターぼけっと	社会福祉法人	0 台

5 構造改革特別区域計画の意義

鉄路のない石狩市にとっては、民間による路線バスが唯一の公共交通機関であるものの、地域によっては便数が少ないことや乗降場所が幹線道路に限られていることなどから、十分な利便性が確保されているとは言えない状況にある。また、平成 17 年 10 月に 2 つの村と合併を行い面積が 6 倍以上に増えたが、合併の相手先が過疎地であったことから、便数の増加や路線延長等、バス会社が今まで以上にサービスの拡充を行うのは現実的には困難である。

一方、タクシーについては、タクシーチケットを交付して初乗料金分の助成を行う事業を市として行っているものの、利用者が限定されている状況にある。さらに、広範囲に及ぶ石狩市内あるいは近隣市町村への移動にタクシーを利用すると経済的負担が大きくなってしまふことから、移動制約者にとっては決して外出しやすい環境ではない。

これらのことから、福祉輸送サービスは、移動制約者にとって市内及び近隣市町村間の移動手段として極めて有効であり、特に、高齢化が進み人口が年々減少している過疎地で生活していく上での「生命線」と考えられ

る。

また、福祉車輛による輸送は、車椅子等を常時使用している方や寝たきりの高齢者・障がい者の移動手段としては有効であるが、軽度の介護認定者や身体機能の低下が軽度な認知症高齢者、知的障害者や視覚障害者及び人工透析患者などの内部疾患障害者に対する輸送にはセダン型車輛でも十分に可能である。

台数の限られた福祉車輛ではなく、セダン型の一般車輛を使用することにより地元の社会福祉法人やボランティア団体による輸送体制の整備、拡充が図られ、移動制約者に対して現状と比較して多くのサービス提供が可能になる。それにより高齢者や障がい者が住み慣れた地域において、安心して在宅生活ができるようになるなど、地域福祉の充実を推進することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

石狩市では、地域住民・事業者・行政など、全ての人々が手を携え協働して、住み慣れた地域で安心して自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を目指している。それを推進していくためには、移動制約者の移動手段の充実が欠かせないことと考える。現在の体制では移動制約者のニーズに応じきれず、本計画の認定を受けることで福祉車輛に加えて一般車輛による移動支援ができるようになり、高齢者や障がい者の自立と社会参加の促進を可能にする。

また、高齢者や障がい者本人のみならず、その家族等介護者の負担も軽減することができ、介護者の健康維持、就労や余暇活動の参加の機会が増えることや、高齢者や障がい者が地域に根ざした生活をする中で、福祉に対する地域住民の理解が深まり、日常生活において必要とされる支援を身近な地域住民が担うなど、地域ボランティア活動の促進が見込まれる。

これにより当市の地域福祉計画の目標である「地域住民が共に認め合い、話し合い、支え合いながら、安心して暮らすことができる“みんなのまち いしかり”」を目指すものとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、介護者の負担軽減が図られることで介護者の就労機会が拡大され、余暇活動などの社会参加の機会も増加することが期待できる。

また、輸送時の経済的負担を軽減することで、介護保険の要介護者や人工透析を必要とする内部疾患障害者及び視覚障害者に対して通院を安定して支援することができ、札幌市や滝川市の専門性の高い病院への定期通院回数の増加などが見込まれる。

さらに、移動制約者が自宅からバス停留所等までの移動中に転倒や交通事故に遭遇するリスクを軽減することができ、介護予防の効果も期待できる。

8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車輛の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

実施主体：石狩市

対象者：市内の病院への通院や入退院、市が主催する事業へ参加するとき、車椅子リフト又はストレッチャー付きの車輛でしか移動できない要介護4又は5の高齢者等

内容：自宅から医療機関、事業の会場等までの輸送
年間24回(片道)まで

利用料：料金の1割負担

車輛：福祉車輛(ダイコク交通(株)に委託)

平成16年度利用者：5人(延べ利用回数 64回)

(2) 高齢者バス乗車券交付事業

実施主体：石狩市

対象者：市内に6ヶ月以上住民登録のある70歳以上の高齢者

内容：市内を発着地とする路線バスのバスカードの交付
(3,000円のバスカードを交付、10月以降申請分については2,000円のバスカード。初乗料金分を助成するタクシーチケットを選択することができる)

利用料：無料

車輛：路線バス車輛(北海道中央バス(株)、代替のタクシーチケットの場合は札幌ハイヤー事業協同組合加盟各社)

平成16年度利用者：バスカード交付者 5,495人

平成17年度より内容の変更有り(バスカード購入割引券の交付)

・利用料：5,000円のバスカード購入の場合、2,000円を負担
3,000円のバスカード購入の場合、1,000円を負担

(3) 福祉タクシー助成事業

実施主体：石狩市

対象者：市内に6ヶ月以上住民登録があり在宅で居住する身体障害者手帳1級・2級の方で、視覚、下肢、体幹、心臓、じん臓機能障害の方

内容：福祉タクシー利用券を年29枚交付（申請月により枚数が変わる）。初乗料金分を助成（600円を限度とする）

利用料：利用1回当り初乗料金を超えた金額を自己負担

車輦：ハイヤー事業者車輦

平成16年度利用者：利用券交付者533人

（交付枚数14,701枚 うち利用枚数9,952枚）

(4) 移送サービス事業

実施主体：石狩市

対象者：在宅の重度身体障害者で補装具の交付に係る直接判定や社会福祉施設の入退所時の移動手段の確保が困難な方

内容：自宅から判定機関又は社会福祉施設までの輸送

利用料：無料

車輦：一般車輦又は福祉車輦（石狩市社会福祉協議会に委託）

平成16年度利用者：1人（1回）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車輛の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、構造改革特別区域内で活動する社会福祉法人及びNPO法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

石狩市内で活動を行う社会福祉法人及びNPO法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が石狩市

(3) 事業により実現される行為

事業に関する主体がセダン型等の車輛を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている者や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での輸送サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車輛が福祉車輛に限定されている。しかし、輸送実施事業者の福祉車輛の導入のみでは移動制約者の増加に対応しきれず、車椅子等を使用しない移動制約者に対する移送サービスは十分に提供できていない現状にある。そこで使用車輛をNPO等が所有するセダン型車輛にまで運用の拡大を図る

ことにより、高齢者や障害者の通院や社会参加が促進されるよう改善する。

(2) 石狩市福祉有償運送運営協議会の設置

福祉有償運送事業の円滑な実施のために、関係機関による石狩市福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は石狩市保健福祉部福祉総務課に置く。

運営協議会の構成等

運営協議会は、石狩市が主宰し、構成員は次のものとする。

- ・石狩市長が指名する職員
- ・北海道運輸局札幌運輸支局長又はその指名する職員
- ・地域交通機関の代表
- ・社会福祉施設の代表
- ・有償運送利用者又はその介護者
- ・地域住民の代表
- ・地域ボランティア団体、市民活動団体等の代表

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

石狩市内で活動する社会福祉法人及びNPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを主たる目的として活動を行うものに限る。）で次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護者とする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由者、内部疾患障害者（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車輛

使用する車輛は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車輛であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車輛の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。
- ・ 北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車輛総てについて、対人 8 , 0 0 0 万円以上及び対物 2 0 0 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね 1 / 2 とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。